⑶ Nature and quantity of the services to be required : Printing, making, sorting and pre-mailing business for the Employees' Pension Insurance premium claim forms (for special dissolution of Employees' pension funds) approximately 201,000

⑷ Performance period : From date of contract through 31 March, 2021

⑸ Delivery place : Places designated by Japan Pension Service

⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

② It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

③ Have the Grade A in "Service", "Manufacturing", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2016, 2017, 2018

④ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑤ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑥ Prove to have no false statement in tendering documents

⑦ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑧ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 21 November, 2018

⑻ Contact point for the notice : Ryousuke Ichikawa, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の取消

平成30年10月2日
契約責任者　社会保険診療報酬支払基金
理事長　伊藤　文郎

◎調達機関番号　233　◎所在地番号　13

平成30年9月12日付（号外政府調達第173号・18ページから19ページ）掲載の入札公告「レセプト単位での振分け処理等の充実に関する調査研究」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年10月2日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　吉岡　幹夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　国道289号2号トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶ 工事場所　新潟県三条市塩野渕地先
⑷ 工事内容
トンネル工　1式
トンネル工（機械掘削）496m
インバート工　496m
トンネル坑門工（明り巻含む）1式
坑内付帯工　1式
仮設工　1式
橋梁付属物工　1式
地覆工　379m
橋梁用高欄工　429m
舗装工　1式
橋面防水工　1,510㎡
アスファルト舗装工　1,510㎡
⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成33年11月30日まで
⑹ 工事の実施形態
1）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の試行工事である。
2）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
3）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
4）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記5⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
5）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
6）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下、「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下、「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、包括的単価個別合意方式を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。
なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。
7）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成29年3月17日付け国地契第87号、国官技第317号、国北予第39号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。
また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。
8）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者を配置することができる試行工事である。なお、このような配置予定技術者のことを、専任指導者という。
9）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
10）本工事は、週休2日の取り組みを希望することができる工事（受注者希望方式：標準型）の試行工事である。
11）本工事は、建設現場におけるイノベーションを推進するため、発注時に研究開発段階にある新技術の現場実証等を技術提案として求める新技術導入促進Ⅲ型総合評価落札方式の試行工事である。

2　競争参加資格
下記⑴に掲げる一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。
⑴ 一次審査　下記1）～11）の要件を満たしている単体有資格業者（以下、「単体」という。）及び経常建設共同企業体であり（以下「経常ＪＶ」）、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記1）～11）